

2021年7月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 自然災害債務整理ガイドライン（コロナ特則）について
- 民事再生手続について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 88



エバー総合法律事務所

自然災害債務整理ガイドライン (コロナ特則)について

1 コロナ禍は個人にも会社にも経済的な打撃を与えています。今回はコロナ禍で収益が減少しているにもかかわらず負債の負担に苦しんでいる方々のために、事業者の方には法的な手続としての民事再生（次頁で紹介します）、個人の方には事業者も含めて、私的債務整理の方法である自然災害債務整理ガイドラインを紹介したいと思います。

2 自然災害債務整理ガイドラインとは

このガイドライン（以下「GL」表記します）は、被災者支援のための金融業界の自主ルールとして策定されたもので、東日本大震災や、それ以後の地震、暴風雨などの自然災害の被災者の救済を目的として、2016年4月1日から運用が開始しています。災害を受けた方にとってはそれまでの債務の返済が困難になる一方、再起のためには債務の処理が欠かせないことから、多くの被災者の債務整理に役立つものとして復興に役立てられました。このコロナ禍の中、全国で多くの方が失業や売上の減少によって負債の返済が困難になり、経済的再起を促すためにコロナ特則として令和2年12月から運用が開始されました。

GLは、その策定主体は、メガバンク、地銀、信金、信組などをはじめとしてあらゆる業態の金融機関から選任された委員にて構成されています。GLの運営機関のウェブサイトが公表されていますので検索すれば内容をご覧になることができます。

3 GLの具体的な内容について

このGLは、金融債権者に対する私的な債務整理を行うそのルールを定めるものです。

このGLを利用できるのは、事業者も含めて個人になりますので法人は利用できません。個人でも「災害救助法」が適用された自然災害の影響により、あるいは新型コロナウイルス感染症の直接または間接の影響により、金融債務の返済が困難になった方が対象となります。

また、GLの適用を受ける対象となる債権者は、金融機関に限定されます。ノンバンクやリース会社、クレジット会社も対象になります。

このGLに従って個人債務者が債権者と私的に債務整理をするのですが、一般に弁護士が代理人についていないと困難であると思われます。そのため、このGL方式では弁護

士などの専門家が登録支援専門家（以下「専門家」と略します）として登録しており、案件ごとに専門家が選任され、債務整理のお手伝いをします。この専門家は、中立・公正な立場で支援するので債務者の代理人となるものではありませんが、この専門家の報酬はGL運営機関を通じて国から支出されることになるので、債務者自身が負担する必要はありません。この点が大きなメリットとされています。

加えてGLを適用した債務整理でも、破産の場合と同様に、債務者に自由財産といって再起のために必要な資金を残すことが認められています。原則として自由財産以外はすべて処分・換価するというのが基本とはなりますが、コロナ禍特則として、例えば自宅などについては民事再生法などのように自宅を処分せずに残し、その代わりその自宅に関する返済は別枠にして弁済計画を立てることが可能となりました。

そのほか、保証人の責任免除、信用情報に掲載されないなどの大きなメリットもあり、ガイドラインによって金融債権者から債権カットを受けられるという救済策になっています。

4 手続の流れについて

このGLによる手続の着手を希望する場合には、金融債権者のうち元金総額が最も大きい債権者に、GLに基づく手続に着手することを申し出る必要があります。そうするとその債権者は要件を満たすかどうか定型的なチェックします。このチェックをクリアして債権者が着手に同意すると専門家が弁護士会の推薦を受け委嘱され、専門家により詳細にGLの実質的な要件を満たしているかチェックします。この要件もクリアすると、専門家の支援を受けて、債務整理手続を開始します。紙幅の都合のため簡略化しますが、弁済計画を立て債権者と協議し、債権者全員と合意内容がまとまると特定調停手続という簡易裁判所を利用した調停手続を行い、合意案を公式な文書として調停成立をさせます（債務整理終了）。専門家の支援は受けませんが、債務者個人が行う必要があるため、ご自分の努力も必要です。金融機関の職員に周知されていない場合があるので、予め運営機関のWEBを検索しGLの情報を得てから申し込まれてください。負債の処理でお悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2021年7月21日水曜日、7月28日水曜日、8月3日曜日、8月11日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

民事再生手続について

これまでも事業譲渡に関連した再生手続（Vol.15）、個人再生手続（Vol.50）として取り上げてまいりました（バックナンバーは当事務所のホームページに掲載していますのでご覧ください。）。コロナ禍の中、ワクチン接種も進みながら経済も少しずつ回復していくと思われませんが、今後は経済的支援も少なくなり、負債の処理が求められる機会も増加すると思われまます。個人の方にはガイドラインによる債務整理について紹介しましたが、今回の事業者の方には、法人向けの民事再生手続について改めてご紹介したいと思います。

1 民事再生手続の概要とポイントについて

民事再生手続はその名のとおり個人や企業を再生するための手続です。再生手続を利用して事業譲渡をするという場合もありますが、今回は、企業を立ち直らせるという本来の目的の点から記載します。

民事再生手続は、法人の場合ですと、通常再生型と、簡易型の簡易再生や債権者の予め同意が得られている場合の同意再生があります（詳しい紹介はまた別の機会にします）。

端的にこの制度が利用できるかどうかは、①返済費用を除いて考えた場合、恒常的に売上収入が支出（管理費等も含めて）を上回り、返済資金を捻出し、企業を維持できるかという点がまず一つのポイントです。次に、②取引債権者の協力が得られるかという点が二つ目のポイントです。

①については、そもそも支出を賄い、生活できる利益をあげる売上がなければ、返済どころか事業として存続の意味がない、ということになります。赤字製造会社では困るのです。売上から支出を除いた剰余部分で返済計画を立てることになります。

②については、大雑把に申し上げると債権者の過半数の同意が得られませんが再生計画としては認可に至りません（例外もあります）。また、金融債権者だけでなく、取引債権者の同意・協力もないと、その後の事業継続も困難になります。ですから、金融債権者のほかに取引債権者の協力も必要なのです。

申立には支払不能や債務超過という申立原因があることが要件になりますが、申立にあたって検討する点としては、上記①、②以外に、具体的に債権者に賛成してもらえる再生計画案を作成できるか、手続費用や当面の運転資金を用意できるか、税金や社会保険料の滞納額が少

ないか（これらは免除を受けられません）、債務免除額を相殺できるだけの繰越欠損金等があるか（ないと免除益に対して課税されることになってしまいます）なども重要になってきます。

2 民事再生手続の注意点について

基本的に弁護士を代理人として依頼しないと手続は困難と考えます。また、弁護士によっても、民事再生手続を、破産申立手続のように申し立てればほぼ任務は終わりとして誤解している方もいるので、ある程度精通している弁護士に依頼する必要があります。

破産手続と大きく異なるのは、民事再生手続の場合には基本的に再生を申し立てた債務者自身（以下「再生債務者」と言います）が手続を進めていかなければなりません。債権者への説明・交渉を再生債務者自身が行う必要があります。そのため再生債務者が債権調査をしたり、債権者へ説明会を開催するなど、債権者に対し積極的に情報を開示し、理解と協力を求める作業をしなければなりません。これらの手続は裁判所の選任した監督委員の監督の下で進めていく必要があります。民事再生手続を申立てて、再生手続の開始が裁判所から認められると、開始時点より前の債務については、再生計画の認可が下りるまでの間基本的に再生債務者の支払を停止しなければなりません。債権者も法的な措置を講じることができなくなります。そのため大変なのは、申立から再生計画への認可決定がおきて支払が始まるまでの間、取引債権者にいかに理解をしてもらい、その間もその後の取引も協力してくれるか、事業を継続できるか、ということになります。

3 その他

法的な進め方については紙幅の関係があるのでこれ以上述べませんが、再生計画が認可となれば相当額の債権カットが可能となり、その名のごとく再生が可能になります。筆者が経験したケースでもその後も順調に事業を継続している会社は何社もあります。負債の処理について困る状況になりましたら、筋の悪い債権者から借り入れたり、保証人を増やして迷惑をかけるより、お早目に負債の整理についてご検討ください。なお、当ホームページではその他の再生以外の債務整理の方法も紹介しており、必ずしも再生手続のみが債務整理ではありませんので、遠慮なくご相談戴ければと思います。



料金 のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3,300円
1時間	5,500円

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所 のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

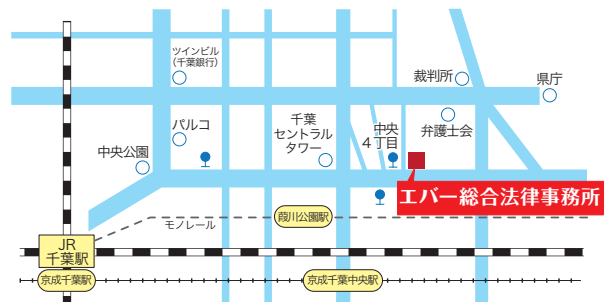
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。